

フォークリフト災害続発中

～「気をつけて」だけでは災害は防止できません～

フォークリフトはいろいろな事業場で使用されていますが、正しく使用されていない事業場、適切に管理されていない事業場も散見されます。

フォークリフトによる災害は死亡災害などの重篤な災害に至るリスクが高く、フォークリフトの運転者が被災するだけでなく、周りの人を巻き込むケースもあります。

「気をつけて運転して」と言うだけでは災害は防止できません。

あらためてフォークリフトの安全対策が重要な課題であることを職場の皆さんで認識していただき、全員参加でフォークリフトによる労働災害のリスクを洗い出し、適切な対策を講じていただきますようお願いいたします。



管内における災害事例

【事例1】走行経路上の設備と接触し、落下物が周辺作業者に激突

【概要】令和4年6月発生。休業災害。工場内。

フォークリフトによるフレコンバック運搬作業中、被災労働者はフォークからフレコンバックの吊り具を外す作業を行っていた。

フレコンバックを所定の位置に降ろした後、運転者がマストを下げ忘れてバックしたため、上部の設備にマストが接触したことにより設備の一部が落下し、近くにいた被災労働者に激突したものの。

フレコン吊りは必ず専用の吊り具を使う等、安全対策が必要です。

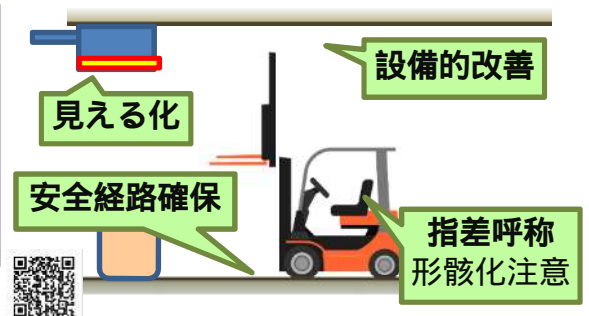


【新見署からのお願い】

令和3年にも別の事業場において、同様の災害が発生しています。いずれの災害も、**フォークリフト作業計画（労働安全衛生規則第151条の3）**が作成されていませんでした。

作業場所、地形、機械の種類及び能力、荷の種類及び形状に適合した運行経路及び作業方法を示した作業計画を定め、関係労働者に周知しましょう。

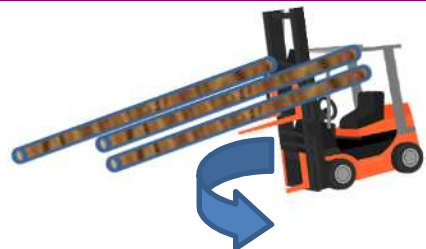
【参考】フォークリフトの高さ制限の見える化事例はこちら



【事例2】急旋回で積荷の長尺物がずれてフォークリフト転倒

【概要】令和4年5月発生。休業災害。屋外ヤード。

フォークリフトで丸太の運搬作業中、曲がる予定の箇所を通り過ぎてしまいそうになり、慌ててハンドルを切って左折したところ、積荷の丸太が右方向にずれたことも影響し、フォークリフトがバランスを失い、転倒した。被災労働者は転倒する直前に飛び降りたが、落ちてきた丸太に激突されたもの。



【新見署からのお願い】

フォークリフトの作業計画は作成されており、制限速度も設定されていましたが、そもそもフォークリフトには速度計はついておらず、日頃から、どのくらいの速度が出ていたのかわからない状態でした。

フォークリフトの能力、荷の積み方、路面状況などを踏まえ、制限速度などを決定してください。

フォークリフト製造業者などにも相談してみてください。



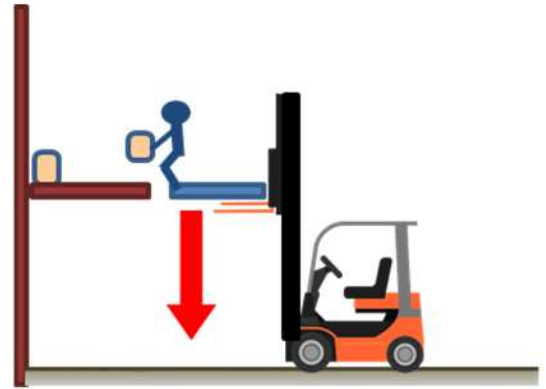
【事例3】フォークリフトで上げたパレットから転落

【概要】平成30年8月発生。休業災害。倉庫内。

フォークリフトを使って、中2階（高さ2.5m）の資材置き場に資材搬入中、フォークリフトで上げたパレットから足を滑らせ、1階コンクリート床上に転落したものの。

（注意）

労働安全衛生規則第151条の14（主たる用途以外の使用の制限）
フォークリフト等の車両系荷役運搬機械を荷の吊り上げ、労働者の昇降等主たる用途以外の用途に使用してはならない。但し、労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。



【新見署からのお願い】

フォークリフトを**用途外使用**して、パレットの上に人を乗せて作業中に転落して死亡災害に至るケースは少なくありません。

原則として、フォークリフトでの労働者の昇降等は禁止されています。（用途外使用）

そもそもフォークリフトは人の昇降などを想定して設計されたものではありませんので、高所作業車の使用、安全に使える昇降設備の設置など、誰でも安全に作業できる方法を検討してください。

高さ2m未満からの墜落、転落等でも重篤災害に至ることがあります。

保護帽（ヘルメット）については「墜落時保護用」の機能を有したものを使用するようにしてください。

フォークリフトを適正に使用していますか？

運転資格 最大荷重1t以上は技能講習修了者（法61条）、1t未満は特別教育修了者（法59条）

フォークリフト作業計画の作成（則151条の3）

複数の労働者で作業を行う際の作業指揮者の配置（則151条の4）

適正な制限速度（則151条の5）

フォークリフトの転倒、転落による危険防止措置（則151条の6）

フォークリフトとの接触防止措置（立入禁止、誘導者配置）（則151条の7）

フォークや荷の下への立入禁止（則151条の9）

偏荷重が生じないように積載（則151条の10）

運転席から離れる際の措置（フォークの最低降下位置等）（則151条の11）

乗車席以外の搭乗制限（則151条の13）

荷のつり上げ、労働者の昇降等の用途外使用の制限（則151条の14）

許容荷重その他の能力を超えての使用の制限（則151条の20）

年次検査（特定自主検査）、月次検査、作業開始前点検、補修の実施（則151条の21～25）

運転資格取得5年以内の運転業務従事者教育の実施（努力義務）

運送業者のドライバーに使用させるときは資格確認と作業計画・安全ルールの周知を必ずしましょう！



安全ルールが守られるよう職場環境の改善も大事だよ。まずはみんなでリスクの洗い出しをしよう！

参考

関連情報を以下のHPに掲載しておりますので参考にしてください。

厚生労働省HP

「荷役作業安全ガイドラインの解説」

～陸運事業者と荷主等のみなさまが連携した荷役災害の防止～

荷役作業安全ガイドラインの解説

検索



厚生労働省HP

「職場のあんぜんサイト」

「前方ヨシ」

指差呼称の実施

方法はこちら



宮崎労働局HP「業種別、作業別の労働災害防止対策」フォークリフト関係
フォークリフト作業計画の作成マニュアル、作業計画書参考様式&記入例がダウンロードできます。

宮崎労働局

業種別、作業別の労働災害

検索



陸災防HP

荷主と連携した
荷役労働災害防止
参考事例はこちら



新見労働基準監督署（0867-72-1136）

（R04.06）